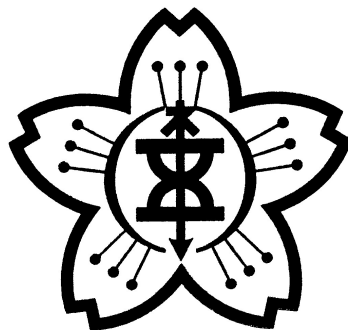


# 第五小学校 *SCHOOL WEB*

令和8年度新入生入学説明会用資料



寝屋川市立第五小学校

〒572-0005

大阪府寝屋川市成田西町2番3号

TEL 072-835-9294

FAX 072-832-2512

寝屋川市HP (<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>)

ページID : 22689を検索





# はじめに

本校は、創立以来74年もの長きにわたり、保護者・地域の皆さまに支えられながら教育活動を行ってきた、歴史ある学校です。

「心豊かでたくましく、ともに学び合う子どもの育成」を教育目標に掲げ、

- ・心豊かに表現でき、思いやりをもって生きる子
- ・心と体を育て、あきらめずにやり抜く子
- ・自ら考え、仲間とともに学び合う子

の育成を目指しています。

そして、第六中学校・国松緑丘小学校とともに「香里かほりまち学園」として、3校の児童生徒および教職員が行事や会議・研修を通して関わり合いながら、義務教育9年間を見通した一貫教育の充実に努めています。

小学校の6年間で、子どもたちは心も体も大きく成長します。その一日一日は、本当にかげがえのないものです。

その日々の中で、子どもたちが「今日うれしいことがあった」「こんなことができるようになった」「学校に行くのは楽しい」と、喜びや充実感を味わいながら生き生きと過ごし、自らの成長を実感できる学校を目指して、教職員一同、力を注いでまいります。

そして、子どもたちを中心に、ご家庭・地域・教職員がともに幸せを感じることできる学校となるよう、取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

令和8年1月 寝屋川市立第五小学校 校長 遠藤 敏之

## 目 次

---

|                         |      |
|-------------------------|------|
| はじめに                    | P 1  |
| 目 次                     | P 2  |
| 1 学校沿革・校章・校歌・創立記念日      | P 3  |
| 2 学校経営方針と学校教育目標         | P 4  |
| 3 年間行事・学習活動             | P 5  |
| 4 日課表・週間授業時数            | P 6  |
| 5 児童の安全確保（不審者対策）について    | P 7  |
| 6 各種連絡システムへの登録について      | P 8  |
| 7 災害時の対応について            | P 9  |
| 8 欠席（忌引・学級閉鎖・学校伝染病）     | P 10 |
| 9 学校管理下において児童生徒がけがをした場合 | P 11 |
| 10 学校納入金について            | P 12 |
| 11 就学に関わる制度について         | P 14 |
| 12 転校・校区内住所変更時の手続きについて  | P 15 |
| 13 標準服・名札等の購入について       | P 16 |
| 14 教育相談窓口               | P 17 |
| 寝屋川市立第五小学校 P T A 規約     | P 18 |
| 令和 8 年新入生入学説明会資料        | P 24 |
| 教育相談について                | P 32 |

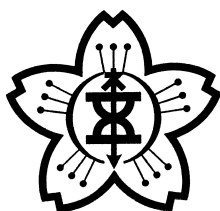
# 1 学校沿革・校章・校歌・創立記念日

## 1. 学校沿革（抜粋）

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 昭和27年4月1日 | 成田山連なる南方の丘上に校舎建設され創立。（海拔37メートル） |
| 平成3年度     | カナダオークビル市視察団来校                  |
| 平成3年度     | カナダオークビル市ブランド・ウッド校と姉妹校提携        |
| 平成3年度     | 創立40周年式典                        |
| 平成4～6年度   | 体力づくり研究指定校（府教育委員会）              |
| 平成8～11年度  | 大阪府よい歯と口を守る学校・園表彰（府歯科医会）        |
| 平成11年度    | 全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）          |
| 平成12年度    | 中国盧湾区第3次教育代表団来校                 |
| 平成12年度    | 学校基本調査表彰（文部大臣）                  |
| 平成13年度    | 創立50周年式典                        |
| 平成13年度    | 全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）          |
| 平成14年度    | 全日本学校歯科保健優良校（日本学校歯科医会）          |
| 平成21年7月   | 6号館耐震工事                         |
| 平成22年6月   | カナダオークビル市ブランド・ウッド校 閉校           |
| 平成22年7月   | 4号館耐震工事                         |
| 平成23年度    | 創立60周年 3号館耐震工事 5号館改築工事 グランド芝生化  |
| 平成24年度    | 1号館・2号館耐震工事                     |
| 平成25年度    | 体育館耐震工事                         |
| 平成28年度    | 大阪府体力向上研究実践表彰                   |
| 平成29年度    | プール改修工事完成                       |
| 令和3年度     | 創立70周年                          |
| 令和3年度     | 大阪府よい歯と口を守る学校・園表彰（府歯科医会）        |
| 令和4年度     | 体育館改修工事完成（屋根・フロア・内壁）            |
| 令和6年度     | 3号館トイレ改修工事完成                    |
| 令和6年度     | 大阪府よい歯と口を守る学校・園表彰（府歯科医会）        |
| 令和7年度     | 6号館トイレ増設・2号館1階トイレ改修工事完成         |
| 令和7年度     | 体育館空調工事完成予定                     |

## 2. 創立記念日 5月21日

## 3. 校章



第五小学校は、東西南北の四つの小学校の次に、五番目の小学校として「第五小学校」と名付けられました。

校区には「桜が丘」という地名があるように、桜の木が沢山植えられ、桜の名所「成田の丘」として知られていました。

寝屋川市章と五番目「五」を組み合わせ、それを満開の桜の花びらの中に納めて校章にしています。

### 【児童数&クラス数】令和7年度(5/1時点)

|    |        |       |
|----|--------|-------|
| 1年 | 171人   | 5クラス  |
| 2年 | 181人   | 5クラス  |
| 3年 | 151人   | 5クラス  |
| 4年 | 180人   | 5クラス  |
| 5年 | 227人   | 7クラス  |
| 6年 | 184人   | 6クラス  |
| 合計 | 1,094人 | 33クラス |

第五小学校 校歌

作詞 笹治 純子  
作曲 宮越精三郎

一 朝の光 丘に満ちて  
窓辺に匂う 桜の花よ  
理想をば 桜によせて  
明るく学ぶ

寝屋川第五小学校

二 日毎をこの丘に立ちて  
みわたす平野 淀の流れよ  
わが若き 心も清く  
正しく生きん

寝屋川第五小学校

## 2 学校経営方針と学校教育目標（令和7年度）

### 1. 学校教育目標 「心豊かでたくましく、ともに学びあう子どもの育成」

「望ましい子ども像」

- ・心豊かな子 …心豊かに表現でき、思いやりをもって生きる子
- ・心身ともにたくましい子 …心と体を育て、あきらめずにやりぬく子
- ・自ら学び、ともに学ぶ子 …自ら考え、仲間と共に学びあう子

### 2. 学校経営の基本方針

#### （1）学校経営の基本方針

- ①生徒指導、安全教育、施設管理を充実し、安全・安心に学べる学校づくりを行う。
- ②主体的に学び、仲間と共に理解を深め合い、解決や創造へ向かう子どもを育成する。
- ③自ら運動に親しみ、体力・運動能力の向上と健康づくりに取り組む子どもを育成する。
- ④道徳教育・人権教育を推進し、心豊かで思いやりのある子どもを育成する。
- ⑤保護者・地域との連携を深め、小中一貫「香里かほりまち学園」の教育を充実する。

【香里かほりまち学園 小中一貫教育の取組】



### 3 年間行事・学習活動（予定）

| 月  | 年間行事・学習活動  |
|----|--|
| 4  | 入学式 始業式 1年生を迎える会 二測定<br>授業参観・懇談会 家庭訪問（ポスティング）      |
| 5  | 創立記念日（5/21） スポーツテスト 避難訓練<br>交通安全教室（1年） 土曜参観・引渡し訓練  |
| 6  | 水泳学習開始（プール開き） PTA総会 修学旅行（6年）<br>非行防止教室（5・6年） 芸術鑑賞会 |
| 7  | 個人懇談会 プール納め 林間学舎（5年）<br>終業式                        |
| 8  | 始業式 二測定  |
| 9  | 避難訓練   |
| 10 | 運動会  |
| 11 | 音楽参観 避難訓練<br>給食週間 標準服リサイクル                         |
| 12 | 自転車講習会（3年） 個人懇談会 終業式 PTA校区パトロール                    |
| 1  | 始業式 二測定 入学説明会                                      |
| 2  | PTA校区パトロール 授業参観・懇談会                                |
| 3  | 卒業式 6年生を送る会 修了式 PTA総会                              |

健康診断

- ・過去実績より参考として記載してあります。正式には新年度に随時お伝えします。
- ・各月の予定は、「五小っ子だより（学校だより）」等でお伝えします。
- ・校外学習を各学年、年1回実施します。
- ・平日放課後に「スクールパーク」や「図書室開放」をおこなっています。（日時は別途案内）

#### 4 日課表・週間授業時数（令和7年度）

##### 1. 日課表

|            | A日課           | B日課<br>(月曜：クラブ・委員会、水曜：毎週) |
|------------|---------------|---------------------------|
| 朝の会        | 8:40 ~ 8:50   | 8:40 ~ 8:50               |
| 1校時        | 8:50 ~ 9:35   | 8:50 ~ 9:35               |
| 2校時        | 9:40 ~ 10:25  | 9:40 ~ 10:25              |
| 太陽っ子       | 10:25 ~ 10:45 | 10:25 ~ 10:45             |
| 3校時        | 10:50 ~ 11:35 | 10:50 ~ 11:35             |
| 4校時        | 11:40 ~ 12:25 | 11:40 ~ 12:25             |
| 給食         | 12:25 ~ 13:10 | 12:25 ~ 13:10             |
| 休憩         | 13:10 ~ 13:30 | 13:10 ~ 13:15             |
| 清掃         | 13:35 ~ 13:50 | 13:15 ~ 13:25             |
| 5校時        | 13:55 ~ 14:40 | 13:30 ~ 14:15             |
| 6校時        | 14:45 ~ 15:30 | 14:20 ~ 15:05             |
| (クラブ・委員会時) |               | 14:35 ~ 15:20             |
| 下校         | (5限) 14:55    | (5限) 14:30                |
|            | (6限) 15:45    | (6限) 15:20                |
|            |               | (クラブ・委員会時) 15:35          |
| 絶対下校       | (5限) 15:40    | (5限) 15:05                |
|            | (6限) 16:30    | (6限) 15:55                |

(令和7年度の時程を記載しています。そのため令和8年度は、下校時間が5～10分程度変更になる可能性があります。確定した日課表については、本校のホームページ等でご確認ください。)

##### 2. 週間授業時数一覧

|    | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 月曜 | 5  | 5  | 5  | 6  | 6  | 6  |
| 火曜 | 5  | 6  | 6  | 6  | 6  | 6  |
| 水曜 | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  |
| 木曜 | 5  | 5  | 6  | 6  | 6  | 6  |
| 金曜 | 5  | 5  | 6  | 6  | 6  | 6  |
| 計  | 25 | 26 | 28 | 29 | 29 | 29 |

## 5 児童の安全確保（不審者対策）について

本校における児童の生命と安全を保持するため、学校安全体制の確保については下記の通り実施しています。保護者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

### 1. 来校時のお願い

- ・来校者は原則として、正門をご利用ください。（学校行事等の場合は別途お知らせします。）
- ・来校時は、「保護者証」または「来校者証」を常時ご着用ください。  
着用していない方には、安全確保のため、お声がけさせていただきます。
- ・「保護者証」をお忘れの場合は、正面玄関の受付で名簿に保護者氏名・児童の学年と児童氏名を記入した上で、「来校者証」を着用していただきます。

#### 保護者証について

- ・在校する児童の家庭に2枚の「保護者証」を配布しています。（新入生は始業式以降配布）
- ・紛失した場合は、1枚300円で購入いただけます。
- ・行事で2名以上の来校が見込まれる場合は、事前に臨時的「来校者証」を配布します。

### 2. 正門のオートロックシステムについて

常時、施錠していますので、以下の方法で校内にお入りください。

- ①正門の右側のカメラ付きインターフォンを押してお知らせください。その際「保護者証」をカメラに提示してご用件をお話してください。
- ②オートロックが解錠されますので、扉を押して開けてお入りください。
- ③入った後は扉を元通りお閉めください。

### 3. 安全管理員の配置について

通用門には、原則午前7時30分から午後4時30分まで、安全管理員が常駐しています。物資の配送車が進入する進入路門での警備や、校内の見回り巡視を実施しております。

### 4. 不審者情報の発信と一斉下校等への対応

学校へ不審者等の通報や情報が入った場合は、「さくら連絡網」等を利用しての一斉送信などで情報を発信するとともに、状況を判断して、学年下校・一斉下校を行い対応する場合があります。

### 5. 「子ども安全見守り隊」「子ども110番の家」との連携

本校では、地域の多くの方々に、「子ども安全見守り隊」として子ども達の登下校中の安全にご協力をいただいているところです。そして、校区内には「子ども110番の家」の登録を多数いただき、もしもの時、子ども達が駆け込める場所となっています。

### 6. 地域パトロールカーの運用（通称「五小パンダ号」）

寝屋川市では、市内各小学校に1台の「地域パトロールカー」が配置されており、教職員や地域の方の協力でパトロールに活用しています。

## 6 各種連絡システムへの登録について

以下の3つについて、必ずご登録ください。

### 1. さくら連絡網

- ①欠席・遅刻・早退の連絡に使用します。
- ②学校からの配布プリントや学級休業等に関わる連絡事項等は、さくら連絡網で配信しますので、**すべての方に無料会員登録**をお願いしています。  
登録には個別の登録用 QR コードが必要です。登録方法の詳細は別紙「登録手順書」をご覧ください。
- ③スマートフォン、パソコン等で利用できます。

### 2. ツイタもん

児童見守り安心システムとして使用します。

#### ツイタもんとは

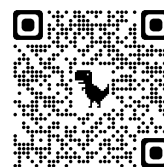
IC タグをランドセル等に装着して登下校すると、校門に設置したアンテナが感知し、職員室のパソコンへ時刻が記録されます。登録しておくとう便利です。

※有料オプション(任意加入)では、校門の通過時に保護者のスマートフォンへ通知します。

※学校からのメール連絡は「さくら連絡網」で配信します。

#### 登録方法

- ①右の QR コード、または <https://tsuitamon.jp> にアクセスしてお申込みください。
  - ②学校経由で IC タグを配付します。(IC タグは卒業・転出時に返却)
- ※詳細は別紙または、「ツイタもん」ホームページをご覧ください。



### 3. メールねやがわ

地域の方など、保護者以外にも周知する内容については、「メールねやがわ」を使用します。  
校区情報「第五小学校」に登録してください。

**メールねやがわ受信方法** ※以下のいずれかの方法でご登録ください。

- ①スマートフォン用アプリ「もっと寝屋川」で登録 利用料は無料(通信料がかかります)。  
アプリストアで「もっと寝屋川」と検索または、下記 QR コードよりインストールしてください。



iOS (iPhone) 用



Android 用

- ②メールアドレスで登録  
[neyagawa@e.ikkr.jp](mailto:neyagawa@e.ikkr.jp)に空メール送信または右の QR コードより  
お手続きください。



## 7 災害時の対応について

### 1. 「暴風警報」または「特別警報」が、寝屋川市または東部大阪に発令された場合

|               |  |
|---------------|--|
| 午前7時現在 警報発令中  | 自宅待機   |
| 午前9時までに解除された  | 午前10時始業 午前授業 ※給食は中止とし、12時過ぎに下校<br>自宅周辺の状況により、保護者判断で登校を見合わせる必要があれば、お伝えください。   |
| 午前9時に解除されていない | 臨時休業   |
| 在校中に警報発令      | 「暴風警報」の場合は、緊急一斉下校<br>「特別警報」の場合は、保護者への引き渡し下校<br><u>暴風警報であっても、一斉下校が危険と判断した場合は、保護者への引き渡しによる下校。</u><br><u>連絡がありましたら速やかにお迎えをお願いします。</u> |

### 2. 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が寝屋川市または東部大阪に発令された場合 平常授業とします。

学校の安全が確保できないと判断した場合は、「さくら連絡網」でご連絡します。

自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる必要があれば、お伝えください。

### 3. 「地震」が寝屋川市に発生した場合

※登下校中の安全確保については、お子さまと話し合ってくださいよう、お願いします。

| 状況   | 震度4以下              | 震度5弱以上   |
|------|--------------------|--|
| 登校前  | 平常授業 (状況により、変更もあり) | 臨時休業   |
| 登下校中 | 平常授業 (施設の安全確認後)    | 臨時休業<br>※命を守る行動をとり、安全な場所へ一時避難<br>揺れが収まったら原則、学校に避難 (状況に応じて、ご判断ください。)<br><u>学校へ避難後は、保護者引き渡しによる緊急下校</u> |
| 在校時  | 平常授業 (施設の安全確認後)    | 保護者引き渡しによる緊急下校 臨時休業<br><u>※「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、学校からの連絡がなくても、お迎えをお願いします。</u>                          |

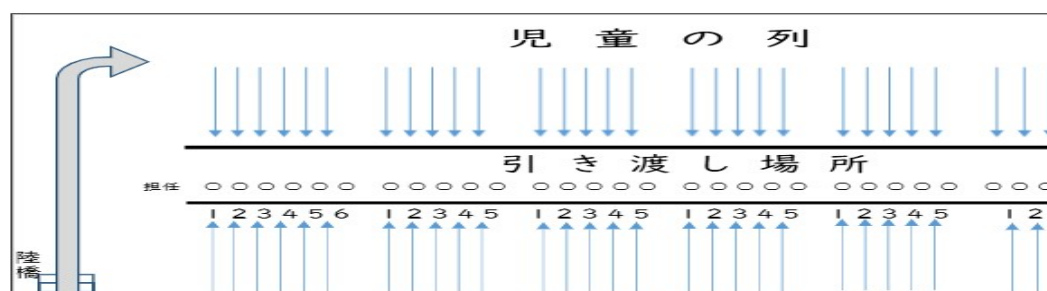
### 4. 雷が鳴っているとき

- 登校時に近くで雷が鳴っているときは、雷が遠ざかるまで自宅待機させてください。
- 在校中に近くで雷が鳴っているときは、雷が遠ざかるまで下校を見合わせ、学校に待機させます。

#### 【お願い】

- 災害発生時は、通信障害によりメールや電話が通じない可能性もあります。ニュース等の情報や自宅周辺の状況により、本人や保護者の判断で登校を見合わせるなど、ご家庭の判断で対応していただく必要が生じることも考えられます。ご家庭でも、緊急時の対応についてお子さまと話し合ってくださいよう、お願いします。
- 気象警報(暴風・大雨・洪水・大雪)発令時に、自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる必要があれば、学校までその旨をお伝えください。オンライン授業を実施することもあります。
- 保護者引き渡しは、事前にお伝えいただいた引取り者にのみ可能です。引取り者に変更があれば、その都度お伝えください。

#### 地震災害時の引き渡し場所(グラウンド) (その他災害等の引き渡しについては都度連絡)



## 8 欠席（忌引・学級休業・学校伝染病）

### 1. 欠席について

病気などにより学校を休む場合は、「さくら連絡網」でお知らせください。

### 2. 欠席扱いとならない場合

以下の場合、欠席扱いとはなりません。

#### ①親族の忌引

父母（7日以内） 祖父母・伯叔父母（3日以内） その他の親族（1日）

#### ②学級休業・学年休業・学校休業

#### ③学校感染症にかかったとき（下表参照）

出席停止となります。必ず学校へ連絡をしてください。

登校するときは、証明書は不要ですが、医師の許可を得てからとなります。

### 学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間について [学校保健安全法施行規則]

|       | 対 象 疾 病   | 出 席 停 止 の 基 準                                    |
|-------|---|--|
| 第 1 種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう<br>南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱<br>急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群<br>(SARS) 鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第<br>6条第7項から第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定<br>感染症及び新型感染症 | 治癒するまで   |
| 第 2 種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 及び新型を除く）  | 発症後 5 日、かつ解熱後 2 日を経過するまで                         |
|       | 新型コロナウイルス感染症  | 発症後 5 日、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで                       |
|       | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な<br>抗菌剤による治療が終了するまで      |
|       | 麻疹（はしか）   | 解熱した後 3 日を経過するまで                                 |
|       | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後<br>5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで |
|       | 風疹  | 発疹が消失するまで  |
|       | 水痘（水ぼうそう）   | すべての発疹が痂皮化するまで                                   |
|       | 咽頭結膜炎（プール熱）   | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                            |
|       | 結核<br>髄膜炎 菌性髄膜炎   | 病状により学校医その他の医師において<br>感染の恐れがないと認めるまで             |
| 第 3 種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、<br>腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、<br>急性出血性結膜炎   |  |
|       | その他の感染症<br>溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、<br>ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、<br>ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）  | 条件によっては出席停止<br>の措置が必要と考えられ<br>る感染症の例             |
|       | アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、<br>伝染性膿痂疹（とびひ）  | 通常出席停止の措置は必<br>要でないと考えられる例                       |

## 9 学校管理下において児童生徒がけがをした場合

児童生徒が学校の管理下でけがなどをした場合、災害共済制度として「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」、「寝屋川市立校園PTA協議会安全共済会」のいずれかにより所定の手続きをおこなうことによって、医療費の一部について給付を受けることができます。

加入は任意となっており、あらかじめ保護者の皆様の同意書を取った上で、全員加入していただいています。

請求方法の手続きや詳細については、本校保健室の養護教諭までお問い合わせください。

### 1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

学校の管理下で児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）をおこなう国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

**掛金** 保護者負担額（年額）460円（予定）

#### 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

学校の管理下の事由によるもので、療養に要した費用の額が500点（5,000円）以上の場合。ただし、保険外診療は対象外。

同一災害による医療給付は、10年間。

給付金の支給時期については、審査等の関係で請求から2～3ヶ月後となります。

給付金の支給については、教育委員会よりご希望の金融機関に振り込まれます。

#### 災害共済給付金請求手続き

被災児童生徒の保護者に、学校から「医療等の状況」の用紙を渡し、保護者が医療機関から医療費についての証明を受け学校へ提出します。（月単位の請求になっていますので二ヶ月以上の診療の場合は、別途用紙を請求してください。）

### 2. 寝屋川市立校園PTA協議会安全共済会

寝屋川市独自の制度で「災害共済給付制度」の給付対象に満たない（療養に要した費用の額が500点未満）場合に適用されます。この他、災害見舞金等の給付があります。

給付金の支給については、学校納入金の振替で登録頂いています郵便局の口座へ振込します。

（振込手数料が必要です。）

**掛金** 保護者負担額（年額）100円（予定）

#### 学校の管理下となる範囲

- ①学校が編成した教育課程に基づく授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中  
（校外学習、林間学舎、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導等）
- ③休憩時間中（始業前、放課後を含む）
- ④通常の経路、方法による通学中（登校中、下校中）
- ⑤学校外で授業等がおこなわれる時、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路、方法による往復中

## 10 学校納入金について

本校では、児童の安全面や紛失防止のため、PTA会費、給食費、児童会費、教材費（学級活動費）等の学校納入金を郵便局による口座振替制度を利用して納入していただいています。

金額等の詳細については、4月下旬頃に配付いたします『学校納入金について』に記載しています。

### 1. 口座振替の手続きについて

①ゆうちょ銀行の総合通帳が必要です。どこの支店の通帳でもご登録できます。

通帳を持っていない場合、最寄りの郵便局にて「総合通帳」の口座の開設をお願いします。

※口座開設には口座名義人の証明資料（運転免許証・マイナンバーカード等）と印鑑が必要です。

②使用する通帳の口座名義は、保護者名義、児童名義のどちらでも可能です。

③別紙「自動払込利用申込書」に、下記の「2. 申込書記入について」と次ページの見本を参考にしながら、必要事項を記入し、通帳と印鑑(届け印)をご持参のうえ、最寄りの郵便局まで提出してください。

### 2. 申込書記入について（児童一人につき1枚必要）

・通帳記号・通帳番号は、通帳を見て正確に記入してください。

※通帳番号が、8桁より少ない場合は、右詰で記入してください。

・おところ、口座名義、フリガナ、電話番号を記入してください。

・通帳の届出印を1枚目に押印してください。（鮮明に）

・払込開始月は、空欄にしておいてください。

・備考には、児童名のフリガナ・漢字を記入してください。（例：ダイゴ タロウ 第五 太郎）

・訂正箇所には訂正印が必要です。

令和8年度の学校納入金の第1回目は5月1日（金）です。

前日までにご入金をお願いします。

なお詳細につきましては、令和8年4月下旬頃にお配りいたします

『令和8年度 学校納入金について』をご覧ください。

## 自動払込利用申込書

一番下にある『お客さま控』に写るよう  
しっかりと記入してください



|                 |                |                          |  |    |                           |
|-----------------|----------------|--------------------------|--|----|---------------------------|
| お申込人<br>(口座名義人) | おところ           | 郵便番号 ( 5 7 2 - 0 0 0 0 ) |  |    |                           |
|                 |                | 寝屋川市〇〇〇町 1 - 2 - 3       |  |    |                           |
|                 | おなまえ           | フリガナ                     | ダイゴ タロウ                                    |    |                           |
|                 |                |                          | 第五 太郎 様                                    |    |                           |
|                 | 日中ご連絡先<br>電話番号 | 携帯                       | 会社   | 自宅 | 0 7 2 - 0 0 0 0 - Δ Δ Δ Δ |
|                 | 記号番号           | 記号                       | 番号 (8桁未満の場合は右詰めで記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください。) |    |                           |
|                 |                | 1 0 0 0 0                | 0 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆                          |    |                           |
|                 |                | ▲ 通帳に記載のある方のみご記入ください。    |  |    |                           |



▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

|     |      |                |
|-----|------|----------------|
| 払込先 | 加入者名 | 寝屋川市立第五小学校     |
|     | 口座番号 | 00920-3-295963 |

|        |                   |                                  |                                    |                                  |   |
|--------|-------------------|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---|
| 払込金の種別 | 該当の項目にレ印をつけてください。 | <input type="checkbox"/> 電気料金 20 | <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25  | <input type="checkbox"/> 授業料等 29 | <input type="checkbox"/> 割賦代金 34          |
|        |                   | <input type="checkbox"/> ガス料金 21 | <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26  | <input type="checkbox"/> 購読料 31  | <input type="checkbox"/> 税金 35            |
|        |                   | <input type="checkbox"/> 水道料金 22 | <input type="checkbox"/> 育英会返還金 27 | <input type="checkbox"/> 年金保険 32 | <input checked="" type="checkbox"/> 集金 30 |
|        |                   | <input type="checkbox"/> 電話料金 23 | <input type="checkbox"/> 各種保険料 28  | <input type="checkbox"/> 会費 33   |   |

払込開始月 年 月から(※) 払込日 毎月 1 日 (再払込日 15日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。  
▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

|      |                |            |
|------|----------------|------------|
| ご契約者 | おところ           | 郵便番号 ( - ) |
|      | おなまえ           | フリガナ       |
|      |                |            |
|      | 日中ご連絡先<br>電話番号 | 携帯 会社 自宅   |

児童名 (ふりがなは、カタカナ) を記入してください

|    |            |     |      |    |
|----|------------|-----|------|----|
| 備考 | ダイゴ タロウ    | 日附印 | 印鑑照合 | 受付 |
|    | 第五太郎 (児童名) |     |      |    |

## 1.1 就学に関わる制度について（就学援助制度・特別支援教育就学奨励費）

（支給項目、金額等の内容は変更となることもあります。）

### 1. 就学援助費

「令和7年度 就学援助制度のお知らせ」より抜粋

寝屋川市教育委員会では、経済的な理由によって児童生徒の学校の費用にお困りの保護者に対し、次の援助制度をおこなっています。

| 支給項目       | 支給予定額（児童・生徒一人当たりの年額）   |                              |
|------------|--|------------------------------|
|            | 小学校  | 中学校                          |
| 学用品費・通学用品費 | 1年 13,230円   | 1年 25,040円                   |
| 校外活動費      | 2～6年 15,500円   | 2・3年 27,310円                 |
| 学校給食費      | 実 費  | 実 費                          |
| 修学旅行費      | 実 費（支給対象となる経費のみ）   |                              |
| 臨海・林間学舎費   | 実費（支給対象となる経費のみ）<br>限度額7,000円                                   | 実費（支給対象となる経費のみ）<br>限度額8,000円 |
| 医療費        | 学校保健安全法で指定された病気（結膜炎・う歯・中耳炎等）の治療費が、学校の発行する医療券により受診することで無料となります。 |                              |

① 世帯全員の総所得金額が認定基準額以下の方が対象です。

② 受給希望者は4月中に寝屋川市まで申請が必要です。詳しくは4月に配付する「令和8年度就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

③ 支給方法は、年額を3回に分け金融機関口座へ8月・12月・3月下旬に振り込まれる予定です。

※学校給食費等、就学援助費で支払いがなされる学校納入金について**未納が生じた時は、本人口座から学校長口座へ変更する事になります。**

※就学援助申請の適用期間は1年間（4月～翌3月）です。**毎年4月に申請が必要**となります。

### 2. 特別支援教育就学奨励費 「令和7年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ」より抜粋

寝屋川市教育委員会では、障害のある子ども及び支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、次の援助をおこなっています。

| 支給項目       | 支給予定額（児童・生徒一人当たりの年額）         |                              |
|------------|------------------------------|------------------------------|
|            | 小学校                          | 中学校                          |
| 学用品費・通学用品費 | 6,620円                       | 12,525円                      |
| 校外活動費      |                              |                              |
| 入学準備金      | 28,530円                      | 31,500円                      |
| 学校給食費      | 実 費×1/2                      |                              |
| 修学旅行費      | 実 費×1/2（支給対象となる経費のみ）         |                              |
| 臨海・林間学舎費   | 実費（支給対象となる経費のみ）<br>限度額7,000円 | 実費（支給対象となる経費のみ）<br>限度額8,000円 |
| 通学費        | 実 費（本人のみ）                    |                              |

① 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する、または支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、世帯全員の総所得金額が認定基準額以下の方が対象です。

② 受給希望者は、電子申請または学校へ調書を提出していただきます。詳しくは6月上旬に配付する「令和8年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ」をご確認ください。

③ 支給方法は、学校長経由支払とし、年額を12月下旬に支給します。

問い合わせ先：寝屋川市教育委員会 教育政策総務課 電話 813-0070

## 1 2 転校・校区内住所変更時の手続きについて

### 1. 住所異動時の市への届け出場所

サービスゲート2階 ワンストップ窓口

または各シティ・ステーション(香里園・萱島・西・東)

※各シティ・ステーションでは、住基カードまたはマイナンバーカードを利用した転入、及びマイナポータルでの転入予約を利用しての手続きはできませんのでご注意ください。

#### 第五小学校最寄りの市民センター

香里園シティ・ステーション ☎ 8 3 2 - 4 1 3 1

寝屋川市香里南之町14番9号 彩テラス1階

月曜日～金曜日 午前8時～午後8時まで(祝日、年末年始を除く)

土曜日 午前8時～午後1時まで(年末年始を除く)

### 2. 手続きの内容

|                   | 校区内で転居する場合   | 寝屋川市内(校区外)に<br>転居する場合   | 寝屋川市外に転出する場合  |
|-------------------|--|---|---|
| ①寝屋川市への届け出        | 引越から14日以内に、転居届を市窓口提出する。  | 引越の予定が決まったら<br>(引越のおよそ14日前～)<br>転出届を市窓口提出する。  |   |
|                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     学齢児童・生徒転出等通知書(学校保存)を受け取る。                 </div> |   |   |
|                   | ※市内転居の場合は<br>第五小用と転出先校用の<br>2通受け取る。  |   |   |
| ②第五小学校への届け出       | 上記通知書を第五小学校(学級担任)に提出する。  | 上記通知書を第五小学校に提出する。   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     転出先の学校へ提出する書類(下記)を受け取る。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・教科書証明書</li> </ul> </div>  |
| ③転出先学校(市区町村)での手続き | /  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>転出先校(市内)</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢児童・生徒転出等通知書(転出先校用)</li> <li>・在学証明書</li> <li>・教科書証明書</li> </ul> を転出先の学校に提出する。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>転出先市区町村</b> </div> 新住所の市区町村の窓口で転入届を提出する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> <b>転出先校(市外)</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・教科書証明書</li> </ul> を転出先の学校に提出する。 |

- ・校区外への住所異動(第五小学校からの転校)が決まった場合は、すみやかにお知らせください。
- ・転校になる場合は、給食費や教材費等の精算がありますので、ゆうちょ銀行の口座はしばらくの間、解約をしないでください。
- ・住所以外に、家族の状況や連絡先等の変更があった場合も学校までご連絡をお願いします。

### 13 標準服・名札等の購入について

本校では、標準服制を採用しています。取扱業者は下記の通りです。サイズ・価格については、同封の業者プリントをご覧ください。

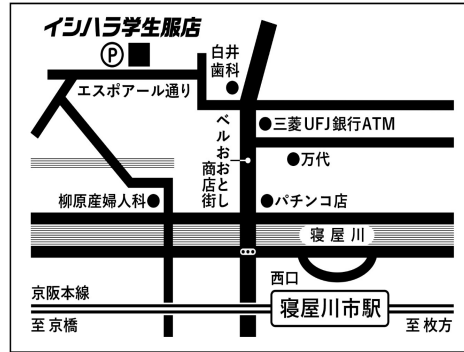
#### イシハラ学生服店

<大利元町店>

☎ 826-0039

寝屋川市大利元町20-5

エスポアール通り商店街内



<美井元町店>

☎ 834-0138

寝屋川市美井元町23-9

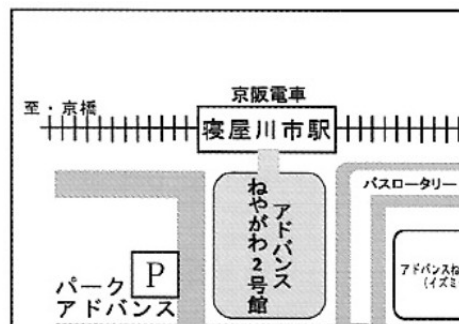


#### 学生服のアワヤ 寝屋川店

☎ 814-8010

寝屋川市早子町23-2

アドバンスねやがわ2号館 地下1階



名札は学校で販売しています。購入する場合は学級担任へお知らせください。

児童用名札（一式：160円 中身のみ：10円/枚）

※金額については変更する場合があります。

## 1.4 教育相談窓口

教職員が、子どもたちの困りごとに寄り添い解決できるよう、日頃より児童理解に努めるとともに、教育相談の体制を整えております。

学校生活に関すること、子育てに関する事など、困りごとがありましたら、まずは担任をはじめ相談しやすい教職員まで、遠慮なさらずにお声がけください。

### 1. 校内体制

- ①「校区スクールカウンセラー」の配置  
(週1日程度。予約については、担任または教頭までご相談ください。)
- ②「家庭教育サポーター」、「児童生徒支援者」の配置
- ③「支援コーディネーター」担当教員の配置
- ④「校内支援委員会」の定期開催
- ⑤児童対象「心と体のアンケート」の実施

### 2. 相談機関（直接ご相談いただけます。）

#### 教育相談

☎072-822-7830

場所：寝屋川市初町19-1（寝屋川市立中央幼稚園跡地）

内容：不登校・いじめ・学習・進路・性格・行動 等

#### 寝屋川市子どもを守る課子ども相談

☎072-800-7065

場所：寝屋川市早子町12番16号（サービスゲート7F）

内容：性格・生活習慣・学校での生活・非行・子育て不安・家族関係 等

#### 大阪府中央子ども家庭センター

☎072-828-0161

場所：寝屋川市八坂町28-5

内容：子どもや家庭についての相談 等

# 寝屋川市立第五小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（名称と事務所）

本会は寝屋川市立第五小学校 P T A と呼び事務所を寝屋川市立第五小学校内におく。

### 第 2 条（目的）

本会は会員相互が協力し、学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして児童の幸福と家庭生活並びに社会生活の水準を向上することを目的とする。

### 第 3 条（基本方針）

本会は前条の目的を達成するため次の基本方針に則り会務を遂行する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動すること。
2. 営利目的、宗教的、政治的、その他本会の本旨にもとる活動を目的とする団体や事業に関係し、あるいはこれを支持し、又は他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者の推薦などしないこと。
3. 児童憲章の精神に則して児童の福祉増進のために活動する他の社会的団体や機関と協力すること。
4. 会の運営はどこまでも自主的なものであって他のいかなる団体からも支配や干渉を受けないこと。
5. 教育長・校長及び教育委員会等と教育の問題について討議し又その活動を助けるため意見を述べ参考資料の提供はするが直接に学校の管理運営や教職員の人事に干渉しないこと。
6. 適当な法律上の手続きにより公立学校に対する公費の適当な支持を確保するために協力すること。

## 第 2 章 会員

### 第 4 条（資格）

本会の会員は本校に在籍する児童の両親又はこれに代わる者（以下保護者という）及び本校に勤務する校長と教職員に限る。

但し、学区内に在住し特に教育に関心を持つ者は希望又は推薦により入会することができる。

### 第 5 条（権利と義務）

①会員はすべて本会の役員や委員になること、総会に出席して動議を提出すること、及び賛否を表明することができる。

但し、校長は役員にはならないが、職務上各種会合には出席して意見を述べることができる。

②会員はすべて所定の会費を納めねばならない。

## 第 3 章 役員

### 第 6 条（職名）

本会の役員は次の通りとする。

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| ①会 長 | 1 名 | 保護者 |
| ②副会長 | 2 名 | 同上  |
| ③書 記 | 1 名 |     |
| ④会 計 | 1 名 |     |

### 第 7 条（資格と選挙）

保護者又は教職員である会員は別に定める選挙細則に従って役員に選挙されることができる。

但し、公選による公職者は役員に選挙されることができない。

## 第8条（任期）

役員任期は1年間とする。

但し、引き続き1年間だけは重任することができる。

又、会長については、行事や活動の計画の上において役員会及び実行委員会が必要と判断する場合、総会の承認を得た上で更に1年間重任することができる。

## 第9条（任務）

役員任期は次の通りとする。

1. 会長は本会の代表者であって、総会及び実行委員会、企画委員会を招集する。又役員と校長の同意を得て、役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会、会計監査委員を除くすべての委員会の委員長と委員を委嘱し且つ総会の議決事項について執行の責に任ずる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
3. 書記は総会、実行委員会、企画委員会の議事その他会全般の活動状況を詳細に記録し、保管し、又各種会合の開催について通知する。  
但し、総会、実行委員会の場合においては記録者に依頼する。
4. 会計は本会の全ての金銭の収入支出を正確に記録し、定期総会の都度収支を報告し、年度末総会においては会計監査委員の監査を受けた決算報告をする。

## 第4章 総会の集会

### 第10条（地位）

総会は本会の最高議決機関である。

### 第11条（定足数と議決）

- ① 総会は全家庭数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。但し、やむを得ない事由のため出席できない会員は委任状を議長に提出し、これに代えることができる。
- ② 議決は出席者の多数できめる。  
但し少数意見といえどもこれを尊重して議事録に記録する。

### 第12条（開催）

総会は少なくとも年2回は開かなければならない。

但し、会長が必要と認めるとき又は会員の十分の一以上の要求があったときは随時開くことができる。

総会の開催ができない場合、書面による総会を開催することができる。その場合には、議決権総数が全家庭数5分の1以上で議案の成立とする。

### 第13条（開催通知）

総会を開くには、遅くとも5日以前にその日時・場所及び議題（なるべく詳細に説明を付けて）をあらかじめ通知しなければならない。

### 第14条（議長）

総会の議長は会員の互選による。

### 第15条（附議事項）

次の事項は総会において審議し又は承認を受けねばならない。

- ① 役員及び会計監査委員の選出
- ② 規約、又は選挙細則の改正
- ③ 予算及び事業計画の審議
- ④ 会務及び予算報告の承認
- ⑤ その他重要な事項

## 第5章 委員会

### 第16条

委員会を常任委員会と特別委員会とする。

### 第17条

常任委員会として、学級委員会・教育振興委員会・地区安全委員会・広報委員会・スポーツ学習委員会をおく。

### 第18条（常任委員会の構成）

#### 1. 学級委員会、教育振興委員会、広報委員会・スポーツ学習委員会

①学級委員会・教育振興委員会・広報委員会・スポーツ学習委員会は、各学級において選出された各1名の学級委員・教育振興委員・広報委員・スポーツ学習委員及び担当教師により構成される。各学級からの選出ができない場合、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会は、全学級より選出された各2名以上の委員及び担当教職員により構成することができる。

②学級委員・教育振興委員・広報委員・スポーツ学習委員は、学年別に学年代表それぞれ1名を、学年代表は委員長1名副委員長1名をそれぞれ選出する。各学級からの選出ができない場合、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会は、全学級から委員長1名、副委員長1名、実行委員1名以上を選出することができる。

#### 2. 地区安全委員会

①地区安全委員会は、各地区（別に定む）において選出された1名の地区代表及び担当教師により構成される。

②地区を6ブロックに分けブロック代表を1名選出する。

③ブロック代表は、委員長1名・副委員長1名を選出する。

### 第19条（常任委員長と委員の委嘱）

常任委員長と委員は、前条の規定により選出された者について会長がそれぞれ委嘱する。

### 第20条（招集、定足数と議決）

①常任委員会は委員長が必要と認めた時に随時招集する。

②常任委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。（委任状は認められない）

③決議は出席者の多数決で決める。

### 第21条（特別委員会の設置）

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会の他に特別の目的を遂行するため、実行委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

### 第22条（特別委員会の委員長と委員の委嘱）

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会のそれぞれの委員（委員長は互選）は別に定める選挙細則に従って選出する。その他の特別委員会の委員長と委員は会長が実行委員会の承認を得て委嘱する。但し、必要により歴代会長や歴代校長を加えることができる。

## 第6章 委員会の任務と任期

### 第23条（任務）

第17条に定める各常任委員会と第22条に定める役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会の任務を次の通りとする。

#### 1. 学級委員会は次の事項を行う。

①学級運営に関する事項。

②児童の服装（給食着を含む）に関する事項。

③学級内での相互親睦に関する事項。

④その他必要な事項。

2. 教育振興委員会は次の事項を行う。
  - ①会員の親睦。
  - ②成人教育に関する事項。
  - ③保健体育に関する事項。
  - ④その他必要な事項。
3. 地区安全委員会は次の事項を行う。
  - ①校外における児童の保護善導。
  - ②通学路その他、地域社会における児童の安全。
  - ③会員相互の通信連絡。
  - ④その他必要な事項。
4. 広報委員会は次の事項を行う。
  - ①会報の発行。
  - ②各掲示用ポスター類の作成。
  - ③PTA活動の告知、報告に関する事項。
  - ④その他必要な事項。
5. スポーツ学習委員会は次の事項を行う。
  - ①児童の学習活動への支援に関する事項。
  - ②校外で行われるスポーツ活動への参加に関する事項。
  - ③その他必要な事項。
6. 役員候補者指名委員会は、選挙総会に提示する役員と会計監査委員の候補者を選定する。
7. 選挙管理委員会は、役員の選挙に関する事務を行う。

#### 第24条（任期）

常任委員会委員長、委員の任期は1年とする。

但し、1年だけは重任することが出来る。

### 第7章 役員会

#### 第25条（構成）

役員会は、本会の役員、校長、教頭によって構成される。

#### 第26条（任務）

役員会の任務は次の通りとする。

- ①全般的な事業について研究立案する。
- ②企画委員会、実行委員会の企画及び事業を承認する。

### 第8章 企画委員会

#### 第27条（構成）

企画委員会は本会の役員、各常任委員長及び校長、教頭によって構成される。

#### 第28条（任務）

企画委員会の任務は次の通りとする。

- ①各常任委員会によって立案された事業計画を検討する。
- ②年間事業計画案を作成する。

#### 第29条（招集と定足数）

- ①企画委員会は、会長が必要と認めるとき、随時招集することが出来る。
- ②委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

## 第9章 実行委員会

### 第30条（構成）

実行委員会は本会の役員、各常任委員会の学年代表、地区ブロック代表と校長、教頭及び代表教職員によって構成する。

### 第31条（任務）

実行委員会の任務は次の通りとする。

- ① 実行委員会は総会に代わって議決することができる。  
但し、次期総会に報告し承認を得ること。
- ② 各種委員会によって立案された事業計画を審議すること。
- ③ 必要ある場合は特別委員会を承認すること。
- ④ 役員（会長を除く）委員長に欠員が生じた場合、これを補充すること。

### 第32条（例会、招集と定足数）

- ① 実行委員会は会長が必要と認めるとき、随時招集することができる。
- ② 実行委員会は、委員総数の過半数が出席しなければならない。

## 第10章 会計

### 第33条（経費の財源）

- ① 本会の経費は、会費と事業収入及び自発的な寄附金で支弁する。
- ② 会費の額及び資金獲得の方法を決定する場合、会員又は会員以外から寄附を求める場合などの重要事項については、総会において多数決により決めなければならない。

### 第34条（会費の額）

会費は、一家庭又は教職員1名につき月額230円とする。

### 第35条（資産の使用）

本会の資産は、第1章第2条の目的達成のため以外には一切支出し、又は使用してはならない。

### 第36条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第11章 会計監査

### 第37条（任務）

本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

### 第38条（資格と選挙）

両親、保護者である会員は、別に定める選挙細則に従って会計監査委員に選挙されることができる。  
但し、公選による公職者は、会計監査委員に選挙されることができない。

### 第39条（任務）

会計監査委員は、当年度における一切の会計出納に関し（年2回：前期・後期）期日を定めて監査し、（その結果を直ちに全員に報告すると共に）年度末総会にその報告を提出する。  
但し、総会が監査を要求した時は、要求にかかる事項について随時監査を行わねばならない。

## 第12章 改正

### 第40条（改正の条件）

この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。  
但し、改正案はあらかじめ実行委員会において審議検討の後、遅くとも5日以前にその内容を周知しなければ

ばならない。

## 附則

(施行期日)

この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て即日施行する。

# 選 挙 細 則

## 第1条 (根拠)

この細則は、寝屋川市立第五小学校PTA規約第7条及び第22条に基づいて定める。

## 第2条 (指名委員会及び選挙管理委員会)

役員及び会計監査委員の選挙を行うときは、役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会を設ける。

## 第3条 (構成)

1. 役員候補者指名委員会は、企画委員会から1名、実行委員会から2名、学級委員会から3名、教育振興委員会から3名、広報委員会から3名、スポーツ学習委員会から3名、地区ブロックから各1名と教職員代表1名で構成する。各学級からの役員選出ができない場合、役員候補者指名委員会は、学級委員会、教育振興委員会、広報委員会、スポーツ学習委員会、地区ブロックの各委員会からの5名以上と、教職員代表で構成することができる。
2. 選挙管理委員会は、各学年からなる6名と教職員代表1名で構成する。

## 第4条 (構成の期日)

役員候補者指名委員会及び選挙管理委員会は12月に構成し、会員に報告承認を得る。

但し、選挙終了後それぞれ解散する。

## 第5条 (任務)

役員候補者指名委員会は、会長1名・副会長2名・書記1名・会計1名の役員候補者及び会計監査委員候補者2名を指名して、選挙管理委員会に届け出る。

選挙管理委員会は、選挙管理の一切を行う。

## 第6条 (立候補者)

- ①前条の定めにかかわらず会員は誰でも役員候補者又は会計監査委員候補として自ら立候補することができる。
- ②前項の候補者は、その旨文書で告示期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

## 第7条 (候補者の告示)

選挙管理委員会は第5条により指名を受けた者、並びに第6条による立候補者の氏名を選挙総会の10日前に告示する。

## 第8条 (役員と会計監査委員の選出)

役員と会計監査委員は、選挙総会(3月中に開催)で多数決で選出される。

但し、再選者の場合は過半数決とする。

## 第9条 (就任の期日)

前条により選出された役員又は会計監査委員は、4月1日に就任する。

## 第10条 (改正の要件)

この細則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

## 第11条 (施行期日)

この細則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て即日施行する。

改正 (S33. 1. 20/S37. 3. 31/S39. 3. 31/S41. 10. 28/S44. 3. 13/S45. 3. 13/S46. 3. 12/S47. 3. 13/S49. 12. 10/S51. 3. 16/S53. 3. 5/S56. 3. 6/S56. 5. 28/H1. 3. 6/H3. 3. 5/H4. 3. 5/H6. 3. 3/H12. 5. 18/H14. 3. 5/H18. 3. 8/H19. 3. 7/H25. 3. 7/H26. 3. 5/R4. 2. 28/R5. 3. 3/R7. 3. 12)